第95期 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2020年６月25日（木曜日）
午前10時（開場　午前９時）

お土産の廃止について
株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

開催場所

東京都港区高輪４丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー17階「オパール17」
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようお願い申しあげます。

決議事項

- 第１号議案　**剰余金の処分の件**
- 第２号議案　**取締役10名選任の件**
- 第３号議案　**監査役３名選任の件**
- 第４号議案　**監査役の報酬等の額改定の件**

目 次

第95期定時株主総会招集ご通知 …… 01
株主総会参考書類 …… 07
(添付書類)
事業報告 …… 18
連結計算書類 …… 35
計算書類 …… 38
監査報告書 …… 41

前田道路株式会社
証券コード：1883

証券コード　1883
2020年６月10日

株　主　各　位

東京都品川区大崎１丁目11番３号
前田道路株式会社
代表取締役社長　今　枝　良　三

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

日本政府による緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、社会経済活動の段階的な再開方針が示されております。このような状況をふまえ慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従い2020年６月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時	2020年６月25日（木曜日）午前10時（開場午前９時）
2. 場　　所	東京都港区高輪４丁目10番30号 品川プリンスホテル　メインタワー17階　「オパール17」 ※昨年と会場のフロアが違います。 **※本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、宜しくお願い申しあげます。**

3. 目的事項

報告事項

1. 第95期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第95期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　監査役の報酬等の額改定の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 議決権行使の方法について
【議決権行使のご案内】をご参照ください。

(2) 複数回にわたり行使された場合の取り扱い
書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(3) 各議案に賛否の表示がない場合
議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

6. お問い合わせ先について

（1）議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

[電話] 0120（652）031　（受付時間９:00～21:00 ）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行証券代行事務センター

[電話] 0120（782）031　（受付時間９:00～17:00 土日休日を除く）

以　上

株主の皆様へお願い

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ssl.maedaroad.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
3. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（https://ssl.maedaroad.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
4. 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://ssl.maedaroad.co.jp）より、発信情報をご確認くださいますよう併せてお願い申しあげます。
5. 議決権行使書による議決権行使はご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申しあげます。
6. 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。
7. 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申しあげます。
8. 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
9. 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略をさせていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。

ネットで招集
Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/1883/

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（７頁から17頁）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 **2020年6月25日（木曜日）午前10時**

会場 **東京都港区高輪４丁目10番30号**
品川プリンスホテルメインタワー17階「オパール17」

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

代理人によるご出席について

議決権をご行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会開会前に当社にご提出ください。

郵送で議決権をご行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 **2020年6月24日（水曜日）午後5時到着分まで**

インターネットで議決権をご行使される場合

議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 **2020年6月24日（水曜日）午後5時入力分まで**

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

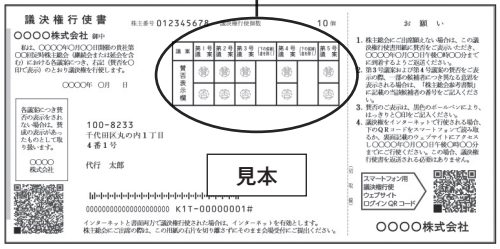

【第１号・第４号議案】

賛成の場合 「賛」の欄に○印　否認の場合 「否」の欄に○印

【第２号・第３号議案】

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印　全員否認する場合 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取り扱いについて

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

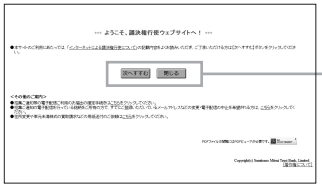

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

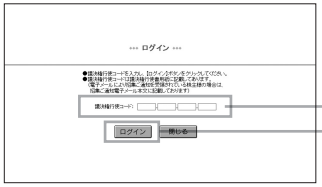

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

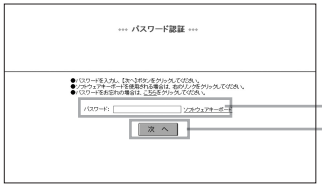

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
※パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
※議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当につきましては、安定配当の継続を基本に，業績や今後の事業展開等を勘案し、総合的に判断しております。

以上の方針に基づき、当期の期末配当は、普通配当70円に、2020年７月に創立90周年を迎えるに当たり記念配当30円を加え100円といたしたいと存じます。

（1）配当財産の種類

金銭

（2）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　100円（普通配当70円、記念配当30円）

総額　8,242,010,900円

（3）剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月26日

（ご参考）１株当たり配当金の推移

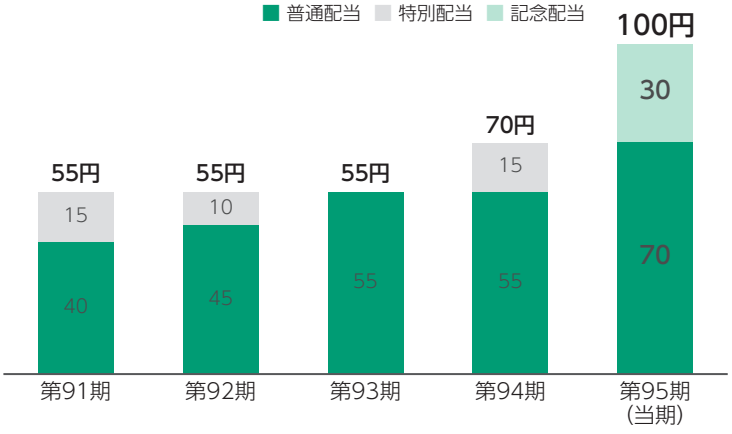

第２号議案　取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	福田（ふくた）　幸二郎（こうじろう）	顧問	新任
2	今泉（いまいずみ）　保彦（やすひこ）	顧問	新任
3	武川（たけかわ）　秀也（ひでや）	代表取締役　専務執行役員　安全環境品質管掌 工事事業本部長	再任
4	西川（にしかわ）　博隆（ひろたか）	取締役　専務執行役員　内部統制管掌 営業本部長	再任
5	南雲（なぐも）　政司（まさじ）	取締役　執行役員　技術研究所管掌　技術部門担当 機材部担当　経営企画部長	再任
6	大西（おおにし）　國雄（くにお）	取締役　執行役員　製品事業本部長	再任
7	渡邊（わたなべ）　顯（あきら）	取締役	再任　社外
8	森谷（もりや）　浩一（こういち）		新任　社外　独立
9	大堀（おおほり）　龍介（りゅうすけ）		新任　社外　独立
10	川口（かわぐち）　充功（みつのり）		新任　社外　独立

候補者番号 **1**

ふくたこうじろう
福田幸二郎（1950年３月31日生）

新任

取締役在任年数（本総会終結時）
— 年

取締役会への出席状況
— 回／— 回（ %）

所有する当社の株式数
3,000 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年４月　前田建設工業株式会社入社
2000年６月　同社執行役員経理（現 財務）部長
2002年６月　同社取締役執行役員 経営管理本部副本部長
2013年４月　同社代表取締役執行役員副社長 経営管掌
2019年４月　同社代表取締役副会長（2020年６月23日退任予定）
2020年５月　当社顧問　現在に至る

取締役候補者とした理由
前田建設工業株式会社における長年の経営経験と知見を有しており、当社と前田建設工業株式会社のグループ体制を強化するため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **2**

いまいずみ　やすひこ
今泉　保彦（1957年10月18日生）

新任

取締役在任年数（本総会終結時）
— 年

取締役会への出席状況
— 回／— 回（ %）

所有する当社の株式数
3,000 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年４月　前田建設工業株式会入社
2010年４月　同社執行役員 建築事業本部 企画推進部長
2017年４月　同社専務執行役員 建築事業本部長
2017年６月　同社取締役専務執行役員 建築事業本部長
2020年５月　同社取締役（2020年６月23日退任予定）
2020年５月　当社顧問　現在に至る

取締役候補者とした理由
前田建設工業株式会社における長年の業務執行における経験と知見を有しており、当社と前田建設工業株式会社のグループ体制を強化するため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 **3**

武川（たけかわ） 秀也（ひでや）（1954年1月17日生）

再任

取締役在任年数（本総会終結時）
9 年

取締役会への出席状況
17回／ 17回（100 %）

所有する当社の株式数
6,700 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年4月	当社入社
2008年6月	当社四国支店長
2010年4月	当社関西支店長
2010年6月	当社執行役員　関西支店長
2011年6月	当社取締役　執行役員　関西支店長
2014年6月	当社取締役　常務執行役員　関西支店長
2016年4月	当社取締役　常務執行役員　工事事業本部長　工事事業本部工務部長
2017年4月	当社取締役　常務執行役員　工事事業本部長
2017年6月	当社取締役　専務執行役員　工事事業本部長
2018年4月	当社代表取締役　専務執行役員　安全環境品質管掌　工事事業本部長　現在に至る

取締役候補者とした理由
当社の工事事業並びに本・支店の営業活動全般に携わり、豊富な職務経験と高い専門知識を有していることから、善管注意義務・忠実義務を果たすとともに、当社グループの持続的成長と企業価値向上への貢献が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4**

西川（にしかわ） 博隆（ひろたか）（1953年11月12日生）

再任

取締役在任年数（本総会終結時）
7 年

取締役会への出席状況
17回／ 17回（100 %）

所有する当社の株式数
5,900 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年6月	前田建設工業株式会社取締役常務執行役員
2013年5月	同社取締役退任
2013年5月	当社顧問
2013年6月	当社取締役　専務執行役員　営業本部長
2018年4月	当社取締役　専務執行役員　内部統制管掌　営業本部長
2019年4月	当社取締役　専務執行役員　内部統制管掌　営業本部管掌
2019年6月	当社取締役　専務執行役員　内部統制管掌　営業本部長　現在に至る

取締役候補者とした理由
当社の営業活動全般及び内部統制部門に携わり、豊富な職務経験と建設業全般の経営に幅広い知見を有していることから、善管注意義務・忠実義務を果たすとともに、当社グループの持続的成長と企業価値向上への貢献が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **5**

南雲（なぐも） 政司（まさじ）（1959年２月６日生）

再任

取締役在任年数（本総会終結時）
5 年

取締役会への出席状況
17回／ 17回（100 %）

所有する当社の株式
5,800 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年４月　当社入社
2011年７月　当社製品事業本部製品部長
2012年６月　当社執行役員　製品事業本部長
2015年６月　当社取締役　執行役員　製品事業本部長
2016年４月　当社取締役　執行役員　製品事業本部長　技術本部長
2018年４月　当社取締役　執行役員　技術研究所管掌　製品事業本部長
2019年４月　当社取締役　執行役員　技術研究所管掌　技術部門担当　機材部担当
2019年10月　当社取締役　執行役員　技術研究所管掌　技術部門担当　機材部担当　経営企画部長　現在に至る

取締役候補者とした理由
長年当社の製品事業における経験と知見及び経営企画に携わるなど、豊富な職務経験と高い専門知識を有していることから、善管注意義務・忠実義務を果たすとともに、当社グループの持続的成長と企業価値向上への貢献が見込まれるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **6**

大西（おおにし） 國雄（くにお）（1962年７月６日生）

再任

取締役在任年数（本総会終結時）
2 年

取締役会への出席状況
17回／ 17回（100 %）

所有する当社の株式数
2,900 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年４月　当社入社
2011年６月　当社東北支店長
2012年６月　当社執行役員　東北支店長
2017年４月　当社執行役員　営業本部副本部長
2018年６月　当社取締役　執行役員　営業本部副本部長
2019年４月　当社取締役　執行役員　営業本部長
2020年４月　当社取締役　執行役員　製品事業本部長　現在に至る

取締役候補者とした理由
入社以来、当社の本・支店の営業活動全般に携わり、豊富な職務経験と高い専門知識を有していることから、善管注意義務・忠実義務を果たすとともに、当社グループの持続的成長と企業価値向上への貢献が見込まれるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **7**

渡邊　顯（わたなべ　あきら）　(1947年２月16日生)

再任　社外

取締役在任年数（本総会終結時）
1 年

取締役会への出席状況
13回／　14回（92.9 %）

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年４月　弁護士登録
2006年11月　株式会社ファーストリテイリング社外監査役
2007年６月　前田建設工業株式会社社外取締役
2007年６月　株式会社角川グループホールディングス（現 カドカワ株式会社）社外監査役　現在に至る
2010年４月　ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役
2013年３月　ダンロップスポーツ株式会社社外取締役
2015年10月　アジアパイルホールディングス株式会社非常勤取締役　現在に至る
2018年９月　法律事務所Ｃｏｍｍ＆Ｐａｔｈパートナー　現在に至る
2019年６月　当社取締役　現在に至る

【重要な兼職の状況】
カドカワ株式会社　社外監査役
アジアパイルホールディングス株式会社　非常勤取締役
※当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役候補者とした理由
渡邊顯氏は、弁護士としての専門的な知識と、他社における社外取締役の経験を当社グループの経営及び企業価値向上に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **8**

森谷　浩一（もりや　こういち）　(1957年８月13日生)

新任　社外　独立

取締役在任年数（本総会終結時）
― 年

取締役会への出席状況
― 回／― 回（　%）

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1981年４月　パイオニア株式会社入社
2013年６月　同社執行役員 パイオニア中国ＨＤ 董事兼総経理
2015年６月　同社常務執行役員 人事・総務・情報システム担当
2017年６月　同社取締役常務執行役員（人事・総務・情報システム・法務リスク管理・環境・ＣＳＲ・広報ＩＲ・監査担当）
2018年６月　同社代表取締役兼社長執行役員
2020年１月　同社取締役　現在に至る

【重要な兼職の状況】
パイオニア株式会社　取締役
※当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役候補者とした理由
森谷浩一氏は、電機メーカーにおける長年の企業経営における豊富な経験と知見を当社グループの経営及び企業価値の向上に活かしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **9**

おおほり　りゅうすけ
大堀　龍介　(1964年10月31日生)

新任　社外　独立

取締役在任年数（本総会終結時）
— 年

取締役会への出席状況
— 回／— 回（　%）

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年４月　野村證券株式会社入社
1996年５月　ＪＰモルガン資産運用部門（現ＪＰモルガン・アセット・マネジメント）入社
2001年１月　同社投資調査部長
2009年１月　同社ＪＰＭ運用本部本部長兼日本株式チーフ・インベストメント・オフィサー
2015年６月　投資家フォーラム運営委員　現在に至る
2017年10月　一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム理事　現在に至る

【重要な兼職の状況】
一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム理事
※当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役候補者とした理由
大堀龍介氏は、大手金融機関におけるアナリストの経験、外資系運用会社にて運用本部長兼ＣＩＯを長く努めたことによる経験と知識を、当社グループの企業価値向上に活かしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **10**

かわぐち　みつのり
川口　充功　(1949年11月17日生)

新任　社外　独立

取締役在任年数（本総会終結時）
— 年

取締役会への出席状況
— 回／— 回（　%）

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1972年４月　近畿電気工事株式会社（現　株式会社きんでん）入社
2004年６月　同社取締役　東京営業本部副本部長
2007年６月　同社取締役常務執行役員　東京営業本部長
2009年６月　同社取締役専務執行役員　東京営業本部長
2010年６月　同社代表取締役専務執行役員　東京本社代表
2011年６月　同社代表取締役副社長　東京本社代表
2018年６月　同社常勤顧問　現在に至る

【重要な兼職の状況】
株式会社きんでん　常勤顧問
※当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役候補者とした理由
川口充功氏は、総合設備工事会社において長年にわたる企業経営の経験を有し、その豊富な経験や見識を当社グループの企業価値向上に活かしていただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。

（注）１．各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．渡邊　顯、森谷浩一、大堀龍介、川口充功の各氏は、社外取締役候補者です。
なお、当社は東京証券取引所の定める独立役員として渡邊　顯氏を同取引所に届け出ておりましたが、2020年３月19日より前田建設工業株式会社の連結子会社となったことにより、同氏が2006年６月から2019年６月まで同社の社外取締役であったことが同取引所の独立性基準に抵触いたしますので、独立役員の届出を取り下げました。また、森谷浩一氏、大堀龍介氏、川口充功氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、本総会において各氏が社外取締役に選任された場合には、独立役員となる予定です。

３．社外取締役との責任限定契約について
当社は、渡邊　顯氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額としておりますが、本総会において渡邊氏が社外取締役に選任された場合には、当該契約を継続する予定です。また、本総会において森谷浩一氏、大堀龍介氏、川口充功氏の各氏が社外取締役に選任された場合には、当社は、各氏との間で、同様に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額とします。

４．各取締役候補者の所有株式数につきましては、福田幸二郎、今泉保彦両氏は2020年５月27日現在のものを、他の取締役候補者は2020年３月末日現在のものを記載しております。なお、福田幸二郎、今泉保彦両氏の2020年３月末日現在の所有株式数は、いずれも０株です。

第３号議案　監査役３名選任の件

北村信彦氏、室井　優氏、田中信義氏は、本総会終結の時をもって、社外監査役を辞任いたします。よって監査役３名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1**

橋本　圭一郎（はしもと　けいいちろう）　（1951年10月20日生）

新任　社外　独立

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況

1974年４月　株式会社三菱銀行（現　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2001年６月　同行国際業務部長
2003年６月　三菱自動車工業株式会社　取締役執行副社長兼最高財務責任者（CFO）
2010年６月　首都高速道路株式会社　取締役会長兼社長
2012年10月　株式会社ビットアイル（現　エクイニクス・ジャパン株式会社）監査役
2014年５月　塩屋土地株式会社　取締役副社長・ＣＯＯ
2015年６月　株式会社東日本銀行　監査役（2020年６月19日退任予定）
2016年４月　株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ監査役　現在に至る
2019年４月　塩屋土地株式会社　取締役　現在に至る
2019年４月　公益社団法人経済同友会　副代表幹事・専務理事　現在に至る

【重要な兼職の状況】
公益社団法人経済同友会　副代表幹事・専務理事
塩屋土地株式会社　取締役
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ　監査役
株式会社ファンケル　社外取締役（2020年６月20日就任予定）
※各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役候補者とした理由
橋本圭一郎氏は、企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識をもとに、当社グループにおける業務執行の監督や経営全般に助言いただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。

候補者番号 **2**

大田原　吉隆（おおたわら　よしたか）　（1957年９月29日生）

新任　社外　独立

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況

1983年10月　新光監査法人（現 みすず監査法人）入所
1987年８月　公認会計士登録
1991年12月　Coopers＆Lybrand アムステルダム駐在所駐在
2002年６月　同監査法人代表社員
2007年７月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー（2020年６月24日退職予定）

【重要な兼職の状況】
なし

社外監査役候補者とした理由
大田原吉隆氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、客観的な立場から専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくために社外監査役候補者といたしました。
なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

候補者番号 **3**

中野　由紀子（なかの　ゆきこ）　（1967年５月８日生）

新任　社外　独立

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況

1990年４月　外務省入省
2010年12月　弁護士登録　半蔵門法律事務所勤務　現在に至る

【重要な兼職の状況】
なし

社外監査役候補者とした理由
中野由紀子氏は、弁護士として、客観的な立場から専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくために社外監査役候補者といたしました。
なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（注）１．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．橋本圭一郎、大田原吉隆、中野由紀子の各氏は、社外監査役候補者です。
なお、橋本圭一郎氏、大田原吉隆氏、中野由紀子氏の各氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、本総会において、各氏が社外監査役に選任された場合には、独立役員となる予定です。
３．社外監査役との責任限定契約について
本総会において橋本圭一郎、大田原吉隆、中野由紀子の各氏が社外監査役に選任された場合には、当社は、各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額とします。

第４号議案　監査役の報酬等の額改定の件

当社の監査役の報酬等の額は、2006年６月29日開催の第81期定時株主総会において、年額56百万円以内とご承認いただいております。このたび当社では、経営環境や経済情勢の変化及び当社の属する業界の市場報酬水準を踏まえ、監査役の報酬等の額を年額60百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

現在の監査役は５名（うち社外監査役３名）でありますが、第３号議案が原案どおり承認された場合も監査役の員数に変更はありません。

以　上

（添付書類）

事業報告 （2019年4月１日から2020年3月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、上半期は総じて堅調に推移してまいりましたが、年度末にかけては新型コロナウイルス感染症が世界的に広がったことにより、景気後退が強く懸念される状況となりました。

道路業界におきましては、足下の影響は限定的であったものの民間工事を中心に先行き不透明感が強まりました。

このような情勢のもと当社グループは、工事部門では民間小型工事や官庁発注工事の受注強化に努め、製品部門においては環境配慮型の設備投資により販売数量の確保に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の受注高は2,388億７千９百万円（前年同期比3.5％増）、売上高は2,378億１千２百万円（前年同期比6.3％増）となりました。

経常利益は、198億７千７百万円（前年同期比12.7％増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては188億２千６百万円（前年同期比64.0％増）となりました。

（単位：百万円）

	当社グループ		当　社	
売上高	237,812	(6.3％増)	219,662	(3.9％増)
経常利益	19,877	(12.7％増)	17,155	(2.7％増)
親会社株主に帰属する当期純利益／当期純利益	18,826	(64.0％増)	17,532	(58.4％増)

（注）（　）内は前年同期比です。

グループの建設事業、製造・販売事業において、当社は受注・売上・製造・販売でその大半を占めており、当期における当社の主要な事業の状況は次のとおりです。

① 工事部門

受注工事高は1,568億９千万円（前年同期比4.8％増）、完成工事高は1,553億２千８百万円（前年同期比9.5％増）となりました。

当期の主な受注工事及び完成工事は次のとおりです。

主要受注工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省	根田茂地区舗装工事	岩手県
ニッカウヰスキー株式会社	ニッカウヰスキー㈱柏工場　北側敷地拡張工事	千葉県
環境省	令和元年度新宿御苑園地排水管（幹線）等再整備工事	東京都
中日本高速道路株式会社	名神高速道路（上り線）　関ヶ原IC～八日市IC間舗装補修工事（2019年度）	岐阜県・滋賀県
国土交通省	令和元年度大分空港滑走路改良工事	大分県

主要完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省	山岸地区改良舗装工事	福島県
いすゞ自動車販売株式会社	株式会社いすゞユーマックス　オークション会場新築工事（外構工事分）	千葉県
東京港埠頭株式会社	令和元年度　中央防波堤外側物流対策用地整備工事	東京都
山口県	平成30年度　主要県道岩国大竹線　単独道路改良(県道・指定0県)工事　第１２工区	山口県
国土交通省	平成３０年度北九州空港エプロン・誘導路新設工事	福岡県

② 製品部門

アスファルト合材及びその他製品売上高は643億３千４百万円（前年同期比7.5％減）となりました。

当期の当社の受注高、売上高及び繰越高は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
工事部門	舗装工事	40,339	131,996	127,504	44,831
	土木工事	9,015	24,894	27,823	6,086
	計	49,355	156,890	155,328	50,918
製品部門		－	64,334	64,334	－
合計		49,355	221,225	219,662	50,918

なお、当社は、前田建設工業株式会社及び前田建設工業株式会社の完全子会社である前田総合インフラ株式会社による2020年１月21日に開始された当社普通株式に対する公開買付けの結果、2020年３月19日付で前田建設工業株式会社の連結子会社となりました。

(2) 財産及び損益の状況

過去３年間と当連結会計年度の営業成績及び財産の状況は次のとおりです。

① 当社グループの財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区　　分	第　92　期 2017年３月期	第　93　期 2018年３月期	第　94　期 2019年３月期	第　95　期 2020年３月期
受　　注　　高	232,395	240,444	230,863	238,879
売　　上　　高	233,107	234,369	223,757	237,812
親会社株主に帰属する当期純利益	17,922	9,201	11,482	18,826
１株当たり当期純利益(円.銭)	207.67	106.62	133.00	223.02
総　　資　　産	258,037	286,997	290,007	264,080
純　　資　　産	194,420	201,977	207,749	206,889

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年２月16日)等を第94期の期首から適用しており、第93期(2018年３月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

受注高 (百万円)

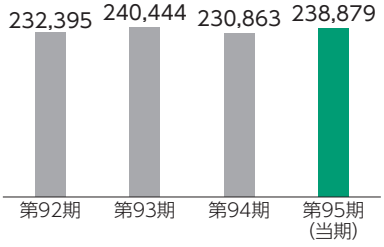

売上高 (百万円)

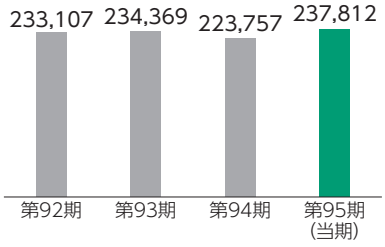

親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

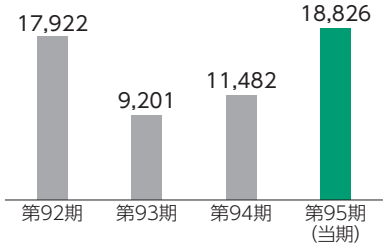

１株当たり当期純利益 (円)

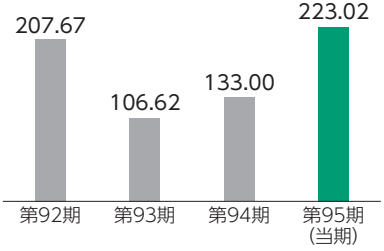

総資産 (百万円)

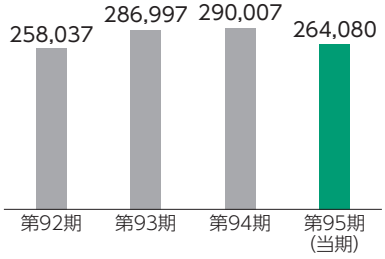

純資産 (百万円)

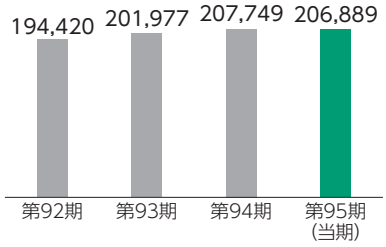

② 当社の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 92 期 2017年３月期	第 93 期 2018年３月期	第 94 期 2019年３月期	第 95 期 2020年３月期
受　　注　　高	219,596	229,067	219,202	221,225
売　　上　　高	221,034	222,165	211,347	219,662
当　期　純　利　益	17,578	8,818	11,066	17,532
１株当たり当期純利益 (円.銭)	203.38	102.03	128.05	207.69
総　　資　　産	248,581	280,549	282,006	253,338
純　　資　　産	190,554	198,281	203,259	201,352

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第94期の期首から適用しており、第93期（2018年３月期）の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

受注高 (百万円)

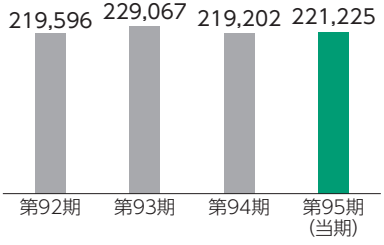

売上高 (百万円)

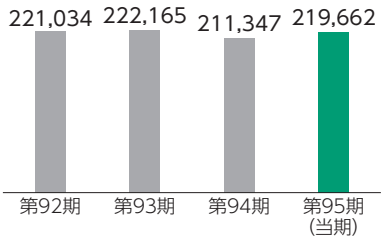

当期純利益 (百万円)

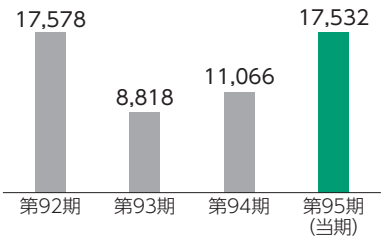

１株当たり当期純利益 (円)

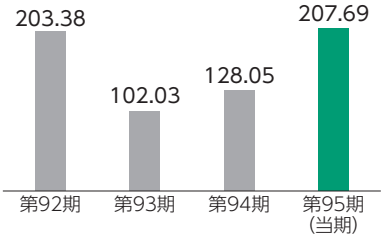

総資産 (百万円)

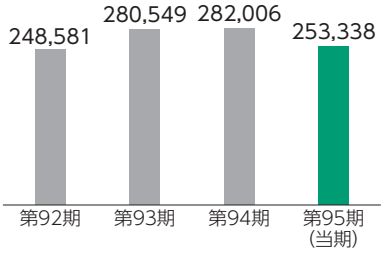

純資産 (百万円)

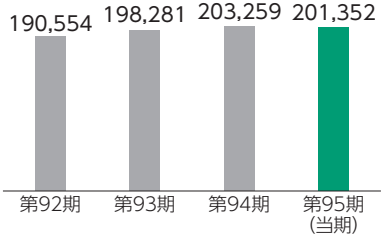

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は約82億円です。
そのうち当社の当期に完成した主なものは次のとおりです。

中 部 支 店：名古屋合材工場設備更新
東 京 支 店：東京合材工場設備更新
中 国 支 店：倉敷合材工場設備新設
東 京 支 店：事業用地購入
本　　店：本店社屋内装更新
本　　店：技術研究所事務所更新

(4) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

来期につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が世界規模のサプライチェーンや経済活動に影響を及ぼしており、国内経済もすでに４～６月期の大幅なマイナス成長が見込まれていることから、厳しい状況が続くものと予想されます。

道路業界におきましては、公共投資は底堅く推移すると思われますが、民間設備投資の動向が予断を許さず、経営環境の厳しさが増すものと思われます。

当社グループといたしましては、引き続き工事部門と製品部門を中心とした地域密着型の事業展開により、経営基盤の維持・強化に取り組んでまいります。工事部門においては中核となる都市部を中心に経営資源の配分を行い、確実に受注を確保するとともに、働き方改革やi-Constructionの推進に取り組んでまいります。製品部門においては、環境に配慮した設備の増強や効率化に取り組み、製品販売数量の確保及び循環型事業の採算性確保に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は前田建設工業株式会社で、同社は当社株式を42,271,300株（議決権比率51.33％　うち間接保有21,811,400株）を所有しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ニチユウ	90百万円	84.6%	土木建築工事の諸機械器具の製作及び販売
株式会社冨士土木	80百万円	100.0%	舗装、土木及びこれらに関する事業 アスファルト合材、その他建設資材の製造販売に関する事業
宮田建設株式会社	88百万円	100.0%	土木工事、建築工事、その他工事
砂町アスコン株式会社	40百万円	100.0%	アスファルト合材の製造及び販売に関する事業

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業は、次のとおりです。

主要事業	主要内容
建設事業	舗装、土木及びこれらに関する事業
製造・販売事業	アスファルト合材、アスファルト乳剤等の製造及び販売に関する事業
その他の事業	建設用機械・事務用機器等のリース業務、保険代理業務、コンサルタント等に関する事業

(8) 主要な営業所等

① 当社

本　　店：東京都品川区大崎１丁目11番３号

支　　店：北海道支店　(札幌市中央区)
東北支店　(仙台市青葉区)
北関東支店　(さいたま市大宮区)
東京支店　(東京都港区)
西関東支店　(横浜市中区)
中部支店　(名古屋市中区)
関西支店　(大阪市中央区)
中国支店　(広島市中区)
九州支店　(福岡市博多区)
北陸支店　(新潟市中央区)
四国支店　(香川県高松市)

技術研究所：(茨城県土浦市)

② 子会社

株式会社ニチユウ　(東京都江東区)
株式会社冨士土木　(東京都府中市)
宮田建設株式会社　(広島県庄原市)
砂町アスコン株式会社　(東京都江東区)

(9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
2,557 名	(増) 46 名

② 当社の従業員の状況

従　業　員　数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　性	1,839 名	(増) 12 名	40.9 歳	16.6 年
女　性	456	(増) 12	39.3	9.4
計または平均	2,295	(増) 24	40.6	15.2

(10) 主要な借入先

該当する事項はありません。

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 193,000,000株

(2) 発行済株式の総数 89,159,453株

(3) 当事業年度末の株主数 9,920名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
前田総合インフラ株式会社	218,114百株	26.5%
前田建設工業株式会社	204,599	24.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	32,768	4.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,904	2.4
前田道路社員持株会	17,223	2.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	14,823	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	9,879	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	9,871	1.2
前田道路株式協力会	9,030	1.1
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	7,868	1.0

(注) 1．当社は自己株式 6,739,344 株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

1) 当社は、株主への一層の利益還元と機動的な資本政策の遂行を通じて企業価値の向上を図るため、会社法第165条第２項及び定款の定めにより、2019年５月14日の当社取締役会決議に基づき、以下のとおり東京証券取引所における市場買付により取得するとともに、会社法第178条の規定に基づき、2019年７月31日付で自己株式を500万株消却しております。

取得期間	取得株数	取得価格の総額
2019年６月１日～2020年２月28日	4,000,000株(※)	9,879,202,800円

(※)自己株式を除く発行済株式総数に対する割合4.63%

2) 筆頭株主である前田総合インフラ株式会社は、前田建設工業株式会社との吸収合併契約により、前田建設工業株式会社を存続会社とし、2020年６月26日付で解散する予定です。

3 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名		担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	今枝良三	執行役員社長	
代表取締役	武川秀也	専務執行役員	安全環境品質管掌、工事事業本部長
取締役	西川博隆	専務執行役員	内部統制管掌、営業本部長
取締役	藤井薫	専務執行役員	経営企画部管掌、関係会社管掌、管理本部長
取締役	南雲政司	執行役員	技術研究所管掌、技術部門担当、機材部担当　経営企画部長
取締役	大西國雄	執行役員	製品事業本部長
取締役	横溝髙至	弁護士	
取締役	梶木壽	弁護士	株式会社カカクコム社外監査役
取締役	※渡邊顯	弁護士	カドカワ株式会社社外監査役 アジアパイルホールディングス株式会社非常勤取締役
取締役	※岩﨑明		株式会社フロンティアインターナショナル社外取締役 株式会社セールスフォース・ドットコム顧問 楽天株式会社プロジェクトアドバイザー
常勤監査役	天野善彦		
常勤監査役	※大場民夫		
監査役	北村信彦	公認会計士	図書印刷株式会社社外取締役
監査役	室井優	弁護士	
監査役	田中信義	弁護士	

(注) 1．取締役横溝髙至、梶木　壽、渡邊　顯、岩﨑　明の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．取締役梶木　壽氏は、株式会社カカクコムの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には特別の関係はありません。
3．取締役渡邊　顯氏は、カドカワ株式会社の社外監査役及びアジアパイルホールディングス株式会社の非常勤取締役を兼務しております。なお、当社と両社の間には特別の関係はありません。
4．取締役岩﨑　明氏は、株式会社フロンティアインターナショナルの社外取締役、株式会社セールスフォース・ドットコムの顧問（シニア・エグゼクティブ・アドバイザー）、楽天株式会社のプロジェクトアドバイザーを兼務しております。なお、株式会社セールスフォース・ドットコムの顧問を2020年３月31日をもって退任しております。当社と各社の間には特別の関係はありません。
5．監査役北村信彦、室井　優、田中信義の各氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
6．監査役北村信彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7．監査役北村信彦氏は、図書印刷株式会社の社外取締役を兼務しておりましたが、2019年９月30日をもって退任いたしました。当社と同社の間には特別の関係はありません。
8．取締役横溝髙至、梶木　壽、渡邊　顯、岩﨑　明の各氏並びに監査役北村信彦、室井　優、田中信義の各氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
9．※の取締役及び監査役は2019年６月27日開催の第94期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
10．2019年6月27日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって、取締役岡部正嗣、内山　仁の両氏及び監査役深谷靖治氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　員	報酬等の総額
取　　締　　役	12名	３２５百万円
監　　査　　役	６名	５５百万円
(う　ち　社　外　役　員)	(　７名)	(　５１百万円)

(注) 1．上記の「報酬等の総額」には、金銭以外の報酬として社宅負担分（取締役16百万円 監査役１百万円）が含まれております。
2．上記には、2019年6月27日開催の第94期定時株主総会終結の時をもって退任した３名（取締役２名、監査役１名）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

重要な兼職の状況及び当社との関係

「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

【ご参考】社外役員の独立性基準の考え方

下記の項目に該当しないものとしています。

1．当社及び当社の子会社の業務執行者またはその就任の前10年において業務執行者であった者
2．当社の主要株主（議決権所有割合10%以上を保有する者）またはその業務執行者並びに最近5年間においてそうであった者
3．当社を主要な取引先とする者（その者の年間連結総売上高の2%以上の支払を当社から受けている者）の業務執行者
4．当社の主要な取引先である者（当社に対して、当社の年間総売上高の2%以上の支払を行っている者）の業務執行者
5．当社から一定額（年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付を受けている組織の業務執行者
6．当社から取締役の派遣を受けている会社の業務執行者
7．当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の関係者または最近3年間においてそうであった者
8．７に該当せず当社から、役員報酬以外に年間1,000万円以上の報酬を得ている者
9．７に該当せず、法律事務所等の専門的アドバイザー・ファームであって、当社を主要な取引先とするファーム（そのファームの連結売上高の2%以上の支払を受けた）の関係者
10．上記に掲げる者（重要でない者を除く）の親族（配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族）

(4) 社外役員の主な活動状況

氏　名	地　位	主　な　活　動　状　況
横　溝　髙　至	社外取締役	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として透明性と客観性の向上に努めております。
梶　木　　壽	社外取締役	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、主に法律家としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として透明性と客観性の向上に努めております。
渡　邊　　顯	社外取締役	就任後開催の取締役会14回のうち13回に出席し、法律家としての豊富な知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
岩　﨑　　明	社外取締役	就任後開催の取締役会14回全てに出席し、情報インフラの高い専門知識と企業経営の豊富な経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
北　村　信　彦	社外監査役	当期開催の取締役会17回のうち15回に、また、監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として透明性と客観性の向上に努めております。
室　井　　優	社外監査役	当期開催の取締役会17回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また当社コンプライアンス監視委員会の委員として適正な入札の実行への監督を行っております。
田　中　信　義	社外監査役	当期開催の取締役会17回のうち16回に、また、監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に法律家としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 各社外役員は日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について専門家としての知識と経験から助言・提言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	５３百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	５３百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合又は会計監査人の職務遂行状況等を総合的に勘案し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと判断した場合に当該会計監査人の解任又は不再任を検討いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」として決議しております。

内部統制システムの構築に関する基本方針

(1) 当社の取締役の職務に係わる情報の保存及び管理に関する体制

1) 当社は、文書取扱規則により定める文書を関連資料とともに保存及び管理する。

2) 文書の保存期間及び保管場所は、文書取扱規則に定めるところによる。
取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに本店において閲覧が可能である方法で保管する。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、想定される危機に関する統括責任者として危機管理責任者を選任する。
全社的な危機に関しては、内部統制部が検討及び見直しを行い、危機管理責任者に報告する。
個別事業に係わる危機については、それぞれの担当部署が検討及び見直しを行い、新たに生じた危機については、速やかに担当取締役に報告する。
取締役が重大な危機と判断した場合は、危機管理責任者に報告する。
2) 危機管理に関する事項は、内部統制部が取りまとめ、定期的に取締役会に報告する。
3) 内部統制部は、各部署の日常的な危機管理状況を監査し、定期的に危機管理責任者に報告する。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限委譲を含めた効率的な達成の方法を各担当取締役が定める。
2) 取締役会は、定期的にその結果を検討し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

(4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための倫理綱領を定める。その徹底を図るため、内部統制部はコンプライアンス研修等を行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
2) 危機管理責任者は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。また、各部門長は責任者として、自部門のリスクを分析し、規則の制定及び改定、研修の実施、手順書の作成・配布等を行うものとする。
3) 当社は、内部通報制度を整備して取締役、監査役及び使用人に周知し、情報の確保に努める。これらの者がコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかに内部統制部に通報する。通報を受けた内部統制部はその内容を調査し、担当部門は原因を究明した上で、再発防止策を実施する。特に、取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちに取締役会に報告する。
4) 内部統制部は、監査役と連携の上、コンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社は、子会社及び関連会社の事業に関して責任を負う関係会社担当取締役を任命し、コンプライアンス体制を構築する権限と責任を与える。
2) 当社は、子会社に対して、経営成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的な報告をすることを義務付ける。
3) 当社は、各子会社内に損失の危険に対する危機管理責任者を任命する。
各子会社において想定される危機に関しては、各社の危機管理責任者が定期的に検討及び見直しを行い、内部統制部に報告することを義務付ける。内部統制部は各子会社の危機管理を取りまとめ、定期的に取締役会に報告する。

子会社の危機管理責任者が重大な危機と判断した場合は、速やかに関係会社担当取締役及び内部統制部に報告することを義務付ける。

4) 当社の関係会社担当取締役は、子会社及び関連会社の取締役、監査役と情報交換を行い、各社のコンプライアンス及び取締役等の執行上の課題の把握に努める。

5) 当社は、子会社に内部通報制度を整備させ、子会社の取締役、監査役及び使用人に周知し、情報の確保に努める。これらの者がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに当社の監査役又は内部統制部に通報させるものとする。内部統制部は、その内容を調査し、担当部門は原因を究明した上で、再発防止策を当該子会社と協議の上決定し、当該子会社に再発防止策を実施させる。特に、当社の取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちに取締役会に報告する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合、監査役の職務執行を補助する使用人を内部統制部内に配置する。配置する場合の具体的内容については、監査役との協議に基づき決定する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の業務を補助する使用人は、監査役の指示に従うものとし、取締役の指揮命令を受けない。また、その人事については監査役会の同意を必要とする。

(8) 当社の取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告するための体制

1) 取締役及び使用人は、次に定める事実を知った時には、速やかに監査役会又は監査役に報告する。
① 当社又はその親会社と子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
② 危機管理に関する重要な事実
③ 重大な法令・定款違反に関する事実
④ その他コンプライアンス上重要な事実

2) 内部統制部は、次の事項を監査役会又は監査役に報告する。
① 内部通報の内容
② 内部監査の実施状況及び結果

3) 内部統制部は、次に定める状況を定期的に監査役会又は監査役に報告する。
① 危機管理の状況
② コンプライアンス研修の実施状況

(9) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から通報を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

1) 子会社の内部通報制度は、当社の監査役又は内部統制部に通報ができるよう定めるものとする。
内部統制部は、子会社から通報を受けた時には速やかに監査役に報告する。

2) 当社の関係会社担当取締役は、子会社に関する次に定める事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。

① 当社又はその親会社と子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
② 重大な法令違反に関する事実
③ 危機管理に関する重要な事実
④ その他コンプライアンス上重要な事実

(10) 内部通報制度に基づく通報をした者が当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社及び子会社は、内部通報をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、その旨を内部通報に関する規程に明記した上で、当社及び子会社の役職員に周知する。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の手続き及び処理に係わる事項

当社は、監査役よりその職務の執行費用等の請求を受けた時は、総務部において審議の上、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと明白に認められた場合を除き、速やかに費用等を処理する。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。

反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、「前田道路倫理綱領」において「不当要求の排除」を個別遵守事項の一つとして位置づけ、反社会的勢力との関係遮断に向け社内の体制を下記のとおり整備し活動する。

(1) 対応部署を総務部とする。
(2) 所轄警察署及び関係団体と常に連携を図り行動する。
(3) 「不当要求排除の手引」を作成し、社内イントラネットへ掲示する。
(4) 研修活動において社員及び関係者への周知徹底を図る。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、内部統制システムの適切な運用に努めております。
当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりです。

(1) 当社のコンプライアンスに関する取り組み

1) 法令及び社会規範を遵守した行動をとるために倫理綱領を定め、社内イントラ上に掲示し、全役職員が容易にアクセスできるようになっております。
2) 役員及び支店長並びに本店の部門長を対象として、外部の専門家を招いての研修を2回実施しております。社員を対象として、集合研修及び支店で開催される会議においてのコンプライアンス教育等を定期的に実施し、その状況を取締役会に報告しております。
3) 内部通報制度を全役職員に周知し、情報の確保に努めるとともに、内部通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しております。
4) 独占禁止法違反に関する再発防止のため、独禁法違反危機管理委員会及びコンプライアンス監視委員会を開催し、遵守事項の履行状況を定期的に確認するとともに、幹部社員及び営業担当者等に対する独禁法遵守研修を開催しております。

(2) 当社の想定される損失の危険に係わる管理体制の強化

1) リスクの抽出及び評価を定期的に実施しており、リスクへの対応として、担当部署が適切な低減、回避、移転等の措置を実施し、内部統制部に報告をしております。
2) 内部統制部は全支店を対象として定期的な内部監査を実施し、取締役会に報告をしております。

(3) 当社の業務の執行が効率的及び適正に行われることの確保

取締役会を毎月開催し、重要事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の状況を報告しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

1) 当社は、子会社及び関連会社担当の取締役を任命しております。子会社及び関連会社が参加する会議を開催し、各社の社長を危機管理責任者に任命するとともに、当社グループにおける内部統制システムの概要説明並びにコンプライアンスを重視した経営を指示しております。
2) 子会社は、毎月、経営成績及び財務状況を当社経理部に報告しております。
3) 子会社は、適切にリスクの抽出及び評価を実施し、当社内部統制部に報告しております。
4) 子会社は、適切に内部通報制度を運用しております。

(5) 当社の監査役の監査体制

1) 内部統制部は監査役と定期的に打ち合せを実施して、監査役に対し、リスク管理の状況、内部通報の有無・内容並びに会計監査人監査及び内部監査の状況等を報告しております。
2) 常勤監査役は全ての取締役会及び執行役員会に、社外監査役は全ての取締役会に出席して、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

以上のご報告は、次により記載いたしました。
百万円単位の金額は単位未満を切り捨て、百株単位の株式数は百株未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**144,916**
現金預金	78,847
受取手形・完成工事未収入金等	50,006
有価証券	3,230
未成工事支出金等	7,240
その他	5,653
貸倒引当金	△61
固定資産	**119,164**
有形固定資産	**88,404**
建物・構築物	17,319
機械・運搬具	13,568
土地	55,955
建設仮勘定	407
その他	1,153
無形固定資産	**1,218**
借地権	173
電話加入権	87
その他	957
投資その他の資産	**29,541**
投資有価証券	21,303
退職給付に係る資産	6,284
繰延税金資産	330
その他	1,623
資産合計	**264,080**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**50,359**
支払手形・工事未払金等	28,406
未払法人税等	4,590
未成工事受入金	4,337
賞与引当金	3,198
役員賞与引当金	88
完成工事補償引当金	89
工事損失引当金	187
その他	9,461
固定負債	**6,830**
退職給付に係る負債	4,422
独占禁止法関連損失引当金	64
繰延税金負債	2,087
その他	256
負債合計	**57,190**
(純資産の部)	
株主資本	**203,469**
資本金	**19,350**
資本剰余金	**23,273**
利益剰余金	**170,886**
自己株式	**△10,041**
その他の包括利益累計額	**1,830**
その他有価証券評価差額金	**4,678**
為替換算調整勘定	**△129**
退職給付に係る調整累計額	**△2,718**
非支配株主持分	**1,590**
純資産合計	**206,889**
負債純資産合計	**264,080**

※　金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**237,812**
売上原価		**205,692**
売上総利益		**32,120**
販売費及び一般管理費		**12,544**
営業利益		**19,575**
営業外収益		
受取利息	6	
有価証券利息	13	
受取配当金	589	
その他	203	811
営業外費用		
為替差損	15	
支払手数料	320	
その他	173	509
経常利益		**19,877**
特別利益		
固定資産売却益	136	
独占禁止法関連損失引当金戻入額	6,301	
その他	202	6,640
特別損失		
固定資産除却損	763	
減損損失	450	
その他	106	1,320
税金等調整前当期純利益		**25,198**
法人税、住民税及び事業税	6,502	
法人税等調整額	△245	6,257
当期純利益		**18,941**
非支配株主に帰属する当期純利益		114
親会社株主に帰属する当期純利益		**18,826**

※　金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**19,350**	**23,354**	**162,557**	**△4,542**	**200,720**
当期変動額					
剰余金の配当			△6,049		△6,049
親会社株主に帰属する当期純利益			18,826		18,826
自己株式の取得				△9,880	△9,880
自己株式の消却		△80	△4,300	4,381	−
連結範囲の変動			△147		△147
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					−
当期変動額合計	**−**	**△80**	**8,328**	**△5,499**	**2,749**
当期末残高	**19,350**	**23,273**	**170,886**	**△10,041**	**203,469**

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**8,204**	**△150**	**△2,527**	**5,526**	**1,502**	**207,749**
当期変動額						
剰余金の配当				−		△6,049
親会社株主に帰属する当期純利益				−		18,826
自己株式の取得				−		△9,880
自己株式の消却				−		−
連結範囲の変動				−		△147
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,525	21	△191	△3,696	87	△3,609
当期変動額合計	**△3,525**	**21**	**△191**	**△3,696**	**87**	**△859**
当期末残高	**4,678**	**△129**	**△2,718**	**1,830**	**1,590**	**206,889**

※　金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**131,651**
現金預金	70,370
受取手形	3,435
完成工事未収入金	31,430
売掛金	10,713
有価証券	3,200
金銭債権信託受益権	4,300
未成工事支出金	5,847
材料貯蔵品	1,123
その他	1,285
貸倒引当金	△55
固定資産	**121,687**
有形固定資産	**83,015**
建物・構築物	16,452
機械・運搬具	13,408
工具器具・備品	1,093
土地	51,652
建設仮勘定	407
無形固定資産	**619**
借地権	157
電話加入権	80
その他	380
投資その他の資産	**38,052**
投資有価証券	14,356
親会社株式	6,297
関係会社株式	5,527
長期貸付金	2,897
長期前払費用	65
敷金及び保証金	701
投資不動産	489
前払年金費用	9,844
その他	112
貸倒引当金	△2,241
資産合計	**253,338**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**45,512**
工事未払金	16,623
買掛金	8,169
未払金	8,147
未払法人税等	3,721
未成工事受入金	3,884
賞与引当金	3,100
役員賞与引当金	88
完成工事補償引当金	89
工事損失引当金	80
その他	1,609
固定負債	**6,474**
退職給付引当金	3,931
独占禁止法関連損失引当金	64
繰延税金負債	2,424
その他	54
負債合計	**51,986**
(純資産の部)	
株主資本	**196,698**
資本金	**19,350**
資本剰余金	**23,006**
資本準備金	23,006
利益剰余金	**164,570**
利益準備金	3,728
その他利益剰余金	160,841
固定資産圧縮積立金	704
別途積立金	59,200
繰越利益剰余金	100,936
自己株式	**△10,228**
評価・換算差額等	**4,653**
その他有価証券評価差額金	**4,653**
純資産合計	**201,352**
負債純資産合計	**253,338**

※　金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
完成工事高	155,328	
製品売上高	64,334	219,662
売上原価		
完成工事原価	138,056	
製品売上原価	53,643	191,699
売上総利益		
完成工事総利益	17,271	
製品売上総利益	10,691	27,962
販売費及び一般管理費		**10,919**
営業利益		**17,043**
営業外収益		
受取利息	17	
有価証券利息	13	
受取配当金	654	
その他	147	832
営業外費用		
為替差損	7	
貸倒引当金繰入額	236	
支払手数料	320	
その他	157	721
経常利益		**17,155**
特別利益		
固定資産売却益	75	
独占禁止法関連損失引当金戻入額	6,301	
その他	202	6,580
特別損失		
固定資産除却損	672	
減損損失	171	
その他	94	938
税引前当期純利益		**22,797**
法人税、住民税及び事業税	5,455	
法人税等調整額	△190	5,265
当期純利益		**17,532**

※　金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	**19,350**	**23,006**	**80**	**23,086**	**3,728**	**722**	**59,200**
当期変動額							
剰余金の配当				–			
固定資産圧縮積立金の取崩				–		△18	
当期純利益				–			
自己株式の取得				–			
自己株式の消却			△80	△80			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				–			
当期変動額合計	**–**	**–**	**△80**	**△80**	**–**	**△18**	**–**
当期末残高	**19,350**	**23,006**	**–**	**23,006**	**3,728**	**704**	**59,200**

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	繰越利益剰余金						
当期首残高	**93,736**	**157,387**	**△4,729**	**195,095**	**8,163**	**8,163**	**203,259**
当期変動額							
剰余金の配当	△6,049	△6,049		△6,049		–	△6,049
固定資産圧縮積立金の取崩	18	–		–		–	–
当期純利益	17,532	17,532		17,532		–	17,532
自己株式の取得		–	△9,880	△9,880		–	△9,880
自己株式の消却	△4,300	△4,300	4,381	–		–	–
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		–		–	△3,509	△3,509	△3,509
当期変動額合計	**7,200**	**7,182**	**△5,499**	**1,602**	**△3,509**	**△3,509**	**△1,907**
当期末残高	**100,936**	**164,570**	**△10,228**	**196,698**	**4,653**	**4,653**	**201,352**

※　金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月12日

前田道路株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 髙尾英明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 梶原崇宏 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、前田道路株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前田道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年４月14日開催の臨時株主総会において、53,573百万円の特別配当を行うことを決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月12日

前 田 道 路 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　尾　英　明　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梶　原　崇　宏　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、前田道路株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年４月14日開催の臨時株主総会において、53,573百万円の特別配当を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月13日

前田道路株式会社　監査役会

常勤監査役　天野善彦　㊞

常勤監査役　大場民夫　㊞

社外監査役　北村信彦　㊞

社外監査役　室井　優　㊞

社外監査役　田中信義　㊞

以　上

<メ モ 欄>

株主総会会場ご案内図

会場
東京都港区高輪４丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー17階「オパール17」

電話
03－3440－1111（代表）

お土産の廃止について
株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

会場周辺図

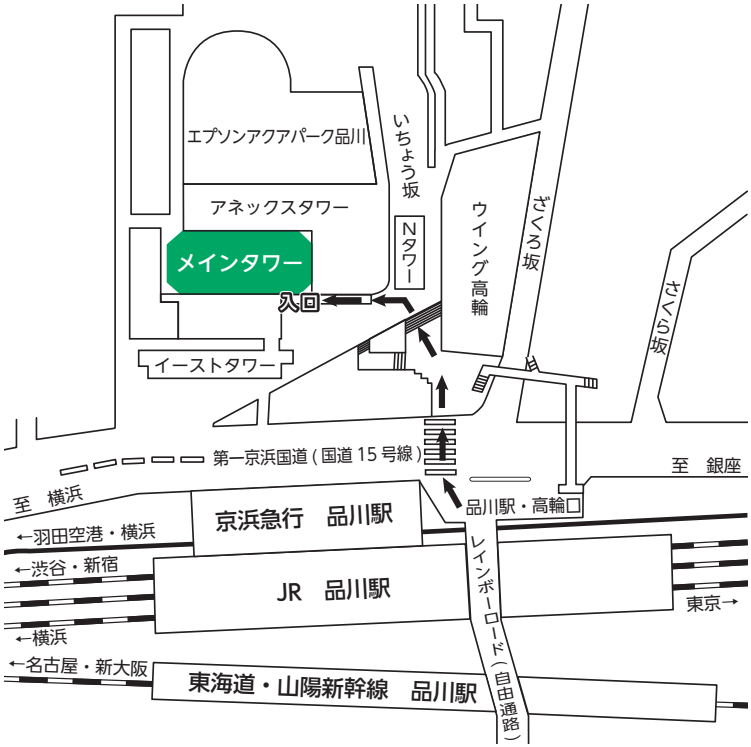

交通機関

JR・京浜急行
品川駅（高輪口）より
徒歩約４分

お願い

当日は、品川プリンスホテルメインタワー入口から２階までエスカレーターをご利用いただき、２階より宴会場専用エレベーターで17階までお越しください。
受付は17階の会場受付で行います。
なお、手荷物等は２階クロークにお預けください。

ネットで招集
Provided by TAKARA Printing
パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からもご覧いただけます。
https://s.srdb.jp/1883/

UD FONT
VEGETABLE OIL INK
環境保全のために、地球にやさしい「植物油インク」を使用しております。